帝国が見るカザフ遊牧民の土地と家畜
――19 世紀の紛争解決の事例から――

野田　仁

本報告では、カザフ遊牧民の財産として土地と家畜に注目し、カザフに対する影響力を行使していた 2 つの帝国 — ロシアと清 — の政策を比較しつつ、財産管理の実態を検討した。その際に裁判・紛争解決にかかわる記録を分析した点に特徴がある。

まず、ロシア帝国について、1820 年代以降の西シベリアにおける管区開設によって、本報告が考察の対象とする中ジュズのカザフは、ロシアの臣民となっていった。カザフからはさまざまな請願がロシア現地当局に寄せられ、部族間の土地所有や家畜略奪をめぐる紛争についても多くの訴えが見られたが、当初、ロシア側は、カザフ社会の伝統的な司法制度であるビイによる合議に基づく裁判を、ある程度尊重していたようであり、積極的に紛争解決に介入したわけではなかった。その一方で、管区以下のロシアの行政区画が明確に定められていく中で、遊牧民の冬営地の権利をめぐる争いは増加していったと考えられる。またバルムタ（Barimta または Baranta）と呼ばれる家畜の略奪も件数を増す傾向にあった。

対する清では、カザフとの間に臣属関係を持つとみなしていたものの、実際にはカザフ遊牧民は領域外に住まう異民族であり、領域内にカザフが牧地を求めて移動する際には、越境税を徴収していた。カザフによる犯罪についても、カザフ社会内の紛争には介入せず、あくまで他の清の臣民（新疆に駐屯する満・蒙などの兵や、定住民であるタランチら）との間で発生する家畜盗や殺人を取り締まる方針であった。ただし、1860 年以降の新疆における混乱と再編を経て、清朝領内のカザフの遊牧地が確定し、また清属のカザフとロシア属のカザフの区別が明確になると、このような関係のありかたは大きく変化することになる（具体的には後述する国際スエズドを参照）。

遊牧民社会の紛争解決にどのように帝国がかかわるか、という点について考察を進めてみると、19 世紀後半のロシア帝国における法制改革の結果、カザフにおけるビイの裁判の変容、またスエズド（*s”ezd*、公選判事による合議に基づく裁判）の開催に注目できる。牧地の境界画定や家畜盗に関する係争について裁定を下すスエズドのしくみは、もともとロシア帝国領内の異なる行政区域にまたがる事案を処理するものであった。のちに、イリ地方が清に返還

された後の 1880 年代以降は、露清間の国際紛争 — すなわちロシア籍の者と、清の籍を持つ者との間の争い — を解決するために繰り返し開催されるようになっていった。これは、帝国の側の治安維持対策であると同時に、カザフを始めとする国境周辺住人の権利保護（家畜・土地、さらに人命も含め、これらを越境による侵犯から保護する）とも言えるものであった。

まとめると、帝国統治の観点から見れば、カザフの遊牧は、つねに越境や略奪が発生する可能性をはらみ、不安定要因とみなされることが多かった。19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、近代的な国境が定まる中で創出されたスエズドのしくみは、ロシア・清・カザフの 3 者の司法制度が交わる形で地域の秩序安定に寄与した。その過程において、遊牧民社会の根幹となる牧地と家畜は、露清両帝国の管理をより強く受けるようになったと言えるだろう。本報告では、判例や案件における被害規模などの詳細には踏み込むことができなかった。今後の課題として国際スエズドの具体的な手続きやそこに関わった官吏の権限なども含め、包括的な姿を提示し、そこで処理される遊牧民の財産と権利についてより深く考察したいと考えている。

おもな参考文献：

野田仁　2013「帝国の境界を越えて — 露清間の境域としてのカザフ —」『歴史学研究』911、10–18 頁。

野田仁　2014「カザフ遊牧民の「慣習法」と裁判 — ロシア統治期イリ地方の事例から見る帝国の司法制度と紛争解決 —」堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一編『シャリーアとロシア帝国—近代中央ユーラシアの法と社会—』、臨川書店、78–102 頁。

（早稲田大学高等研究所）